

國學院大學學術情報リポジトリ

九世紀における菅原改姓

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-06 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 溝口, 優樹, Mizoguchi, Yuki メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00000970

九世紀における菅原改姓

溝口 優樹

要旨

本稿は、平安時代における官人社会の特質を明らかにするための作業の一環として、九世紀を通しておこなわれた諸氏族による菅原への改姓をとりあげ、その意義を明らかにするとともに、菅原氏の構造や王権による氏族政策の一端に迫ろうとするものである。まず桓武期に改姓した古人流は、菅原朝臣という姓を得ることにより、喪葬の職務から離脱し、内階コースの氏となった。それに対して延暦十六（七九七）年以降に土師氏や秋篠氏から改姓したものは、菅原・秋篠両氏の盛衰に鑑み、政治的に有利な菅原姓を選択していた。出雲氏出身の峯嗣は、侍医として淳和院に奉仕したことを背景に菅原に改姓したが、それは名誉的賜姓としての性格が強かった。また、梶吉・梶成も一族で医術を伝習していることなどから出雲氏の出身であった可能性が高く、医官を務めたことや遣唐使に任じられたことから改姓が認められたものとみられる。九世紀後半におこなわれた日置氏への菅原朝臣賜姓三例のうち、日置臣氏が改姓に際して主張した系譜は仮冒によるものでなかったのに対し、日置造・日置首両氏のそれは仮冒によるものであった可能性が高い。また、日置造・日置首両氏への賜姓は、藤原良房や基経の家司に対する恩典として実施されたものであり、古人流を介さずに系譜の国家的認定を受け得る条件が整っていた。以上の検討によると、九世紀における菅原氏は結果的に全体として同じ姓を称していたにすぎず、一体の政治集団とはみなしがたい。また、改姓を望む諸氏族の動向を王権が利用し、奉仕に対する反対給付として賜姓を利用した結果として、菅原に改姓可能な氏族の範囲が拡大していった様相をみてとることができる。

【キーワード】 出雲氏 日置氏 医官 王臣家 家司

はじめに

平安時代における政治形態を考えるうえで、官人層、とりわけ貴族層がいかに構成されていたかが一つの論点となる。かつて、議政官を構成する氏族の分析をおこなった長山泰孝は、奈良貴族と平安貴族との間に断絶があることを指摘している⁽¹⁾。

ところで、平安時代になって新たに登場した氏族は、改賜姓によって誕生したものである。したがって、平安時代における貴族層・官人層の特質を考えるには、改賜姓の分析が有効であろう。この点に関して取り上げるべきは、宇根俊範による一連の研究である。まず朝臣賜姓を中心にとりあげた研究⁽²⁾では、賜姓後のウチナによって(1)朝臣賜姓後のウチ名が既存の朝臣氏族名を名のるもの、(2)朝臣賜姓後のウチ名が既存の朝臣氏族の複姓または類似姓を名のるもの、(3)朝臣賜姓後のウチ名が今までになかった新しい朝臣氏族名を名のるものに賜姓を類型化したうえで、仁明期をすぎてから類型(1)(2)の朝臣賜姓が増加することを指摘している。そしてその理由については、「平安貴族社会において支配者集団たりうる氏族が固定化したことによるものであり、桓武朝をすぎてから新しく誕生した朝臣氏族が自らを中心と同族を再結集して、新たな氏として確立しようとする必死の闘争であった」とする。さらに宿祢賜姓を中心にとりあげた研究⁽³⁾では、平安貴族社会が、奈良時代より生命を保ち続けている氏族と、平安時代になって新しく誕生した氏族とによって構成された二次的な貴族社会であったとする。

最近、筆者も平安時代における貴族社会・官人社会の特質を明らかにする目的から、土師氏が桓武期に菅原・秋篠・大枝に改姓した事情について検討をおこなった⁽⁴⁾。その結果として、三氏それぞれ成立事情が異なるなか、平安時代に貴族の再生産がおこなわれた菅原氏は、能吏の個人的資質だけでなく、その子孫の地位を高めようとする天皇側

の施策と、得た地位を子孫に継承しようとする官人側の周到な戦略が合致したことによって成立したことを明らかにした。筆者が扱った土師氏の改賜姓は桓武期を中心とするものであったが、九世紀代になると諸氏族による改姓が相次いでいく。土師系氏族についてみると、秋篠への改姓は弘仁二年（八一）を最後にみられなくなり、大枝（後に大江）への改姓は、戸籍の誤りを理由とした一例を除いて九世紀にはみられない。その一方、菅原への改姓は桓武期以降も九世紀を通して断続的におこなわれた。ただし後述するように、土師氏をとりまく政治状況は延暦十六年（七七七）に変化しており、その前後における菅原改姓を同列に扱うことはできないだろう。また九世紀には、出雲氏や日置氏など、土師氏以外の氏族も菅原に改姓する。このように九世紀の菅原改姓は、成立当初のそれとは異なる事情があったとみられる。したがって、九世紀における菅原改姓を検討することにより、成立当初における菅原改姓の分析とは別の面から平安時代における官人社会の特質に迫ることが可能となろう。また、菅原への改姓は九世紀を通して事例が豊富にあり、特定の氏族に焦点をあてて改賜姓のあり方の変化を通時代的に追うには絶好の素材といえる。

なお、菅原改姓を取り上げるにあたっては、改姓する氏族側と賜姓する（改姓を認可する）国家側の両方の立場に留意する必要がある。そして氏族側の立場に関しては、宇根の類型(1)にあたる改姓の場合、改姓にあずかる氏族と、もともとその姓を有していた氏族両方の立場を考慮する必要がある。宇根の研究は、特に後者の主体性を重視しているといえる。九世紀の菅原改姓を取り上げることは、その点について具体例から検証することにも繋がる。さらに、姓の賜与や貶奪の権限は、王権または国家にのみ帰属するとされるので、九世紀における菅原改姓の分析を通して、賜姓をおこなう王権側の氏族政策に迫ることも可能である。

以上のような問題意識にもとづき、本稿では九世紀を通しておこなわれた菅原改姓の意義を明らかにしたい。ま

た、それを通して菅原氏の構造・存在形態および王権による氏族政策の一端に迫りたいと思う。

一、土師・秋篠氏からの改姓

1. 菅原改姓の概要

(1) 菅原朝臣氏の成立

九世紀における菅原改姓について具体的に取り上げる前に、まずは八世紀末から九世紀における菅原改姓の状況を概観しておきたい。菅原氏は、天応元年（七八一）、土師宿祢古人が菅原への改姓を請願し、それが認可されたことよって成立した。

【史料1】『続日本紀』天応元年六月壬子（二十五日）条（表1—①）

遠江介從五位下土師宿祢古人・散位外從五位下土師宿祢道長等一十五人言、土師之先出自天穗日命。其十四世孫、名曰野見宿祢。昔者、纏向珠城宮御宇垂仁天皇世、古風尚存、葬礼無節。每有凶事、例多殉埋。于時皇后薨、梓宮在庭。帝顧問群臣曰、後宮葬礼、為之奈何。群臣对曰、一遵倭彦王子故事。時臣等遠祖野見宿祢進奏曰、如三臣愚意、殉埋之礼殊乖仁政。非益国利人之道。仍率土部三百余人、自領取埴造諸物象進之。帝覽甚悦、以代殉人。号曰埴輪。所謂立物是也。此即往帝之仁德、先臣之遺愛、垂裕後昆、生民頼矣。式觀祖業、吉凶相半、若其諱辰掌凶、祭日預吉。如此供奉、允合通途。今則不然。專預凶儀。尋念祖業、意不在此。望請、因居地名、改土師以為菅原姓。勅、依請許之。

右は、土師宿祢古人・道長らが菅原に改姓した際の記事である。古人・道長ら十五人は、垂仁天皇の時代に皇后が

【表1】土師系諸氏の改姓

番号	年月日	対象者	新たに賜与された姓	備考	出典
①	天応元年 (781) 6月25日	遠江外従五位下土師宿祢古人・散位外従五位下土師宿祢連長ら15人 少内記正人位上土師宿祢安人ら (安人の兄弟男女6人)	菅原	居住地による	『続日本紀』
②	延暦元年 (782) 5月21日	右京人土師宿祢淡海・朝諸主ら	秋篠		『続日本紀』
③	延暦4年 (784) 8月1日	真珠 (土師宿祢)・菅原真仲・土師菅麿ら	秋篠宿祢	真珠は追贈。真仲と菅麿のカハネは省略されたとみられる	『続日本紀』
④	延暦9年 (790) 12月1日	外従五位下菅原宿祢連長・秋篠宿祢安人ら 正六位上土師宿祢諸士ら	大枝朝臣 朝臣		『続日本紀』
⑤	延暦9年12月30日	河内国人士師宿祢清貞	菅原朝臣		『続日本紀』
⑥	延暦20年 (801)	河内国人士師宿祢常馨 山城国人士師宿祢自枝	秋篠朝臣 菅原朝臣		『推古鏡』所引『和漢年代記』 〔『日本後紀』逸文〕
⑦	弘仁2年 (811) 3月2日	左京人従五位下秋篠朝臣上子・秋篠朝臣清子、右京人従五位下秋篠朝臣室成・従七位上秋篠朝臣宅成ら	御井朝臣		『日本後紀』
⑧	弘仁3年 (812) 6月28日	左京人因事朝従五位上秋篠朝臣雄繼・右京人散位従七位上秋篠朝臣吉雄	菅原朝臣		『続日本後紀』
⑨	天長10年 (833) 2月	散位従六位上土師連善道・従六位上同姓道吉ら4人	菅原宿祢		『続日本後紀』
⑩	天長10年8月11日	右京人外従五位下菅原宿祢吉・大初位下胤成ら2人	朝臣	胤吉らは天長10年に京貴	『続日本後紀』
⑪	承和元年 (834) 5月	河内国諱良郡人相模権兼従六位下広江連之牧	大枝朝臣	従五位下大枝朝臣木山の子であったが権兼に騙されないうまふが死んだため母氏姓を冒してワタとごら、父族が隣れんで上請し、木にされた。京貴と同時	『続日本後紀』
⑫	承和12年 (845) 2月1日	参議正五位下右大外兼攝尊守大枝朝臣音人・散位従五位上土師朝臣式雄ら	大江	「大枝」を姓とするのは「木枝長岡」「子孫無疆」の義ではないが、「先皇の恩給」から生まれた姓であるための称謂は改めず、「枝」の字を「江」とすることを探め、認められた	『日本三代実録』
⑬	貞観8年 (866) 閏3月17日	大政大臣家少従正六位下日置造久米磨 二品式部卿忠良親王家守正六位上土師宿祢益雄・攝部権大戻従六位下土師宿祢清達・伊勢権少目正六位上土師宿祢豊雄ら	菅原朝臣 (業判)	阿陀宿祢の後。久米磨は姓名を賜与	『日本三代実録』
⑭	貞観9年 (867) 11月20日	出雲朝臣峯嗣	菅原	土師・出雲と同祖。辛云 (貞観2年 (870) 3月30日千寿) による	『日本三代実録』
⑮	貞観10年 (867)	系伊朝那賀部入石大臣家令兼主殿権允日置首永津・身部部少廣正八位下日置首常見・孝繼部佑從六位下土師宿祢長雄・常見男文章生連胤ら	菅原朝臣	天徳日命の後。大江・菅原・秋篠朝臣と同祖。永津らは元慶6年に京貴	『日本三代実録』
⑯	元慶元年 (877) 12月25日		菅原朝臣	野見宿祢の後	『日本三代実録』
⑰	元慶元年12月27日		菅原朝臣		『日本三代実録』

薨じた際、「遠祖」である野見宿祢が土部三〇〇人を率いて埴輪を造り殉死に代えたという功績をあげたうえで、「祖業」を観ると吉凶相半ばしていたものの、今は専ら凶儀に預かっており、それが不本意であることを訴える。そして、居地名により菅原への改姓を請願し、認可されている。

ここで確認しておきたいのが、はじめて菅原に改姓した範囲である。史料1によると、菅原への改姓を願い出たのは古人・道長ら十五人であった。このことから、菅原に改姓したのは土師氏のなかでも古人の親族を中心とした限られた範囲であったことがわかる。ただし注意しておきたいのは、後の延暦九年（七九〇）に大枝朝臣を賜姓されたなかに、菅原真仲がいることである（表1—④）。菅原真仲も、古人らとともに菅原に改姓していたのである。真仲らに与えられた大枝朝臣という姓は、土師氏のなかでも「毛受腹」のみに与えられたものである。『続日本紀』によると、土師氏には「四腹」あり（後掲史料2）、八世紀末頃の土師氏は「腹」とよばれる、同族意識をもつグループ⁶から構成されていた。真仲は大枝朝臣を賜姓されていることから「毛受腹」に属していたことがうかがわれるが、同じく菅原に改姓した古人らは「自余の三腹」の一つに属していた。つまり菅原改姓は、「腹」を越えて及んでいたことになる。したがって菅原氏は、成立当初から擬制同族としての性格をもつ集団だったということができよう。

菅原朝臣という氏は、菅原宿祢氏に朝臣が賜姓されたことによって成立した。

【史料2】『続日本紀』延暦九年十二月辛酉条（表1—⑤）

勅、外従五位下菅原宿祢道長・秋篠宿祢安人等並賜三姓朝臣¹。又正六位上土師宿祢諸士等賜三姓大枝朝臣¹。其土師氏、惣有²四腹²。中宮母家者、是毛受腹也。故毛受腹者、賜三³大枝朝臣¹。自余三腹者、或従⁴秋篠朝臣¹、或属⁵菅原朝臣¹矣。

右は、菅原への改姓から約九年後における賜姓記事であり、菅原宿祢道長・秋篠宿祢安人らに朝臣、土師宿祢諸士らに大枝朝臣が賜姓されたというものである。史料1の筆頭に名がみえた古人が史料2にみえないのは、既に死去していたからである。^⑦一見すると菅原氏のなかでも道長だけに朝臣が賜姓されたかのようにあるが、これ以降、道長以外の菅原氏の氏人も朝臣姓を称しており、道長だけでなく、菅原氏全体への朝臣賜姓であったことがわかる。

以上のように、天応元年における菅原への改姓、延暦九年における朝臣賜姓を経て、菅原朝臣という氏が成立することとなった。こうして成立した古人の系統の菅原氏については、古人流と呼称することにした。

(2) 諸氏族による菅原改姓

菅原朝臣という氏の成立後も、菅原への改姓は九世紀を通して断続的におこなわれる(表1)。こうして菅原に改姓した氏族は、土師氏に限らなかつた。九世紀に菅原へ改姓した氏族は、(1)土師氏(表1—⑥⑦⑩⑫⑮⑰⑱)、(2)秋篠氏(表1—⑨)、(3)出雲氏(表1—⑭⑯)、(4)日置氏(表1—⑬⑳㉑㉒)の四つに整理できる。

また、菅原へ改姓した経緯が不明なものとして梶吉・梶成をあげることができる(表2)。史料2によると、土師氏には「四腹」があり、「毛受腹」以外の「三腹」は菅原朝臣・秋篠朝臣になったというが、梶吉は天長八年(八三二)の時点(表2—①)で宿祢姓であった。このことは、「毛受腹」以外の土師氏が菅原朝臣・秋篠朝臣へ改姓した際、梶吉がそこに含まれていなかったことを意味する。延暦九年に土師氏のうち「毛受腹」以外の「三腹」が菅原朝臣・秋篠朝臣となっていることを踏まえると、梶吉は土師氏の「三腹」以外から菅原へ改姓していた可能性も浮かんできると。

以下では、右のような九世紀を通しておこなわれた諸氏族による菅原改姓の事情を検討する。なお、出雲氏から改

【表2】菅原梶吉・梶成の動向

番号	年月日	内容	出典
①	天長8年(831) 正月4日	菅原宿祢梶吉、正六位上から外従五位下に叙される	『類聚国史』99、 叙位
②	天長10年(833) 8月17日	摂津国人戸主外従五位下菅原宿祢梶吉らが右京二條に貫附される	『続日本後紀』
③	承和元年(834) 5月26日	右京人外従五位下菅原宿祢梶吉・大初位下梶成ら2人が朝臣を賜姓される	『続日本後紀』
④	承和7年(840) 4月8日	遣唐知乗船事菅原梶成らが乗船した遣唐使第二船が大隅国に着いたことを大宰府が上表する	『続日本後紀』
⑤	承和7年(840) 4月15日	大宰大貳南淵朝臣永河・少貳文屋朝臣真屋らに、遣唐使の慰勞を命じる勅符が下される。4月8日に得た飛駈の奏状によると、遣唐知乗船事菅原梶成らは「異域」に漂入したが、辛うじて生き逃れ、一隻の小船に乗り大隅国海畔に着いたという	『続日本後紀』
⑥	承和7年(840) 6月5日	遣唐第二船知乗船事正六位上菅原朝臣梶成らが「南海の賊地」に漂着して戦った時に得た兵器を献上する	『続日本後紀』
⑦	承和9年(842) 8月11日	外従五位下菅原朝臣梶吉、肥後介を兼ねる。侍医はもとのまま	『続日本後紀』
⑧	承和12年(845) 正月7日	菅原朝臣梶吉、外従五位下から従五位下に叙される	『続日本後紀』
⑨	仁寿3年(853) 正月7日	菅原朝臣梶成、正六位上から外従五位下に叙される	『日本文徳天皇 実録』
⑩	仁寿3年6月 辛酉条2日	菅原朝臣梶成、卒す。卒時の官位は侍医外従五位下	『日本文徳天皇 実録』

姓した菅原氏と梶吉・梶成は、いずれも医道を修めた菅原氏として深い関係にあると予見できるため、あわせて考察することとする。

2. 古人流

(1) 官職・職掌面での意義

九世紀におこなわれた諸氏族による菅原改姓のうち、まずは土師・秋篠氏による事例からとりあげる。その前提として、そもそも古人流が菅原朝臣という姓を得た意義について確認しておきたい。古人流による改姓は、官職・職掌と位階の両面において意義があったと考えられる。まずは、官職・職掌の面から改姓の意義を考えよう。

律令制下において土師宿祢氏は、諸陵司(天平元年(七二九)以降は諸陵寮)に属する土部の負名氏であった。すなわち養老職員令19諸陵司条によると、諸陵司には土部十人が所属しており、その職掌は「凶礼をたすけみらび賛相さしあひく」ことであった。そして『令義解』は「凶例」に関して、土師宿祢の「年位高進」なる者、つまり年齢・位階の高い者が大連、それに次ぐ者が少連となると註している。また養老喪葬令4百官在職条は、三位以上及び皇親の喪葬にあたって「皆土部礼制を示せ」と規定しており、『令集解』が引く「令釈」や「古記」は、官

処分を承けて治部省が土師宿祢等を差遣すると註している。なお、諸陵司が土師宿祢の氏人ら四人を召したことを示す木簡^⑧もあり、実際に土師宿祢の氏人が土部に任用されていたことをうかがわせる。さらに土師氏は、八世紀を通じて諸陵寮の頭・助・属（六割）を輩出していた。^⑨

以上のように、土師氏は律令制下において諸陵司（諸陵寮）を介して喪葬と密接に関わっていた。ところが古人らが菅原への改姓を請願した際、喪葬のみに預かることが不本意であると述べられており（史料1）、土師安人が秋篠への改姓した際も同様の主張をしている。^⑩

律令官僚制のもと、官人たちは原則として出自にかかわらずさまざまな官職に就くようになり、それは土師氏も同様であった。しかし土師姓をもつ以上、喪葬関係の職務からは逃れられなかったのである。居地名に由来する菅原への改姓は、土師姓を棄てることよって、喪葬関係の職務からの離脱を可能とする意義があったといえよう。

（2）位階面での意義

次に、古人流が菅原朝臣に改姓した意義について、位階面から考えたい。まず前提として確認したいのは、官人の昇叙に内外階コースがあったことである。野村忠夫によると、神亀五年（七二八）に内・外階制が成立し、「中央貴族官人」が五位ラインへ昇叙するにあたって、はじめから内五位に叙される内階コースと、まずは外五位に叙される外階コースが設定された。そして、天平十八年（七四六）を境として、真人・朝臣姓および一部の宿祢氏は内階コース、他の宿祢姓氏および忌寸姓氏以下は外階コースというコース区分基準が定着したという。^⑪

このような内・外階制のもと、土師氏は一貫して外階コースとして位置づけられていた。^⑫ところが朝臣を賜姓された翌年の延暦十年、菅原道長と秋篠安人は同時に外従五位下から従五位下に叙されている。^⑬この点に注目した米澤康

は、彼らが改姓によって内階昇進の路を切り開いたことを指摘している⁽¹⁴⁾。ただ、改姓によって位階面での恩恵を受けたのは道長・安人の個人に留まらない。大塚徳郎は、菅原氏など土師氏から改姓した氏族が「内階コースの家」となったことを指摘している⁽¹⁵⁾。つまり菅原氏に限って言えば、改姓記事にみえる道長だけでなく、菅原氏そのものが内階コースとなったのである。ここで表3を参照すると、一部の例外を除き、菅原氏は原則として外五位を経ずに内五位へ進むようになっていたことが確かめられる。

時代は十二世紀前後に降るが、次の史料からは、菅原氏が内階に対応すると認識されていたことがうかがわれる。

【史料3】『江家次第』卷二、正月乙、撰政時叙位事（尊経閣文庫所蔵冊子本）⁽¹⁶⁾

諸宮給雖_二下姓_一、叙_二内階_一。自余依_レ姓叙_二内外階_一。若有_二疑姓_一者、先叙_二外階_一、後日依_レ愁叙_二内階_一。朝外（是朝臣姓叙_二外階_一也。車持類也。）、異内（是非_二朝臣姓_一叙_二内階_一也。如_二清原真人_一。）、真人・宿祢・連・直・公・県主・忌寸・首。

王・平・源・藤原・橘・菅原・大中臣・高階・在原・宮道、已上、不_レ叙_二外階_一、必叙_二内階_一。

右は、撰政が置かれていた時の叙位に関する儀式次第に関連して、内階に叙す姓と外階に叙す姓を示したものである。この記述に関してまず留意したいのは、「首」と「王」の間で改行があり、この間で記述内容が変わっていると考えられる点である。すなわち、「真人」から「首」までは朝臣以外の姓の具体例であり、「王」から「宮道」までは必ず内階に叙す姓である。この史料3によれば、原則として朝臣姓は内階に対応していたが、朝臣姓であっても外階に叙される「朝外」もあつた。そして、王・平・源・藤原・橘・菅原・大中臣・高階・在原・宮道は外階に叙さず、必ず内階に叙すとされる。すなわち、十二世紀に菅原姓が内階に叙すものと認識されていたことがうかがわれるのである。表3からわかるように、原則として菅原氏が外五位を経ず内五位に叙されている点からすれば、内階の氏とし

【表 3】 8・9世紀における菅原氏の叙爵

番号	名	位階	姓	年月日	備考
①	古人	正六位上 →外従五位下	土師宿祿	宝亀10年（779）正月23日	
		外従五位下 →従五位下	土師宿祿	天応元年（781）6月16日	入内
②	道長	外従五位下 →従五位下	菅原朝臣	延暦10年（791）正月7日	入内
③	門守	従五位下	菅原朝臣	延暦18年（799）2月20日	
④	清公	正六位上 →従五位下	菅原朝臣	延暦24年（805）7月25日	
⑤	清人	従七位下 →従五位下	菅原朝臣	弘仁2年（811）正月29日	
⑥	梶吉	正六位上 →外従五位下	菅原宿祿	天長8年（831）正月4日	出典は『類聚国史』99、叙位
		外従五位下 →従五位下	菅原朝臣	承和12年（845）正月7日	入内
⑦	閑子	无位 →従五位下	菅原朝臣	承和5年（838）11月29日	
⑧	善主	正六位上 →従五位下	菅原朝臣	承和6年（839）9月28日	
⑨	豊道	正六位上 →従五位下	菅原宿祿	承和7年（840）正月7日	天長10年に土師連から改姓
⑩	是善	正六位上 →従五位下	菅原朝臣	承和11年（844）正月7日	
⑪	梶成	正六位上 →外従五位下	菅原朝臣	仁寿3年（853）正月7日	
⑫	河道	正六位上 →従五位下	菅原朝臣	斉衡元年（854）正月7日	
⑬	護祖	正六位上 →従五位下	菅原朝臣	貞観11年（869）正月7日	
⑭	道真	正六位上 →従五位下	菅原朝臣	貞観16年（874）正月7日	公卿補任（寛平5年条）による
⑮	永津	正六位上 →外従五位下	菅原朝臣	元慶3年（879）5月8日	元慶元年に日置首から改姓
		外従五位下 →従五位下	菅原朝臣	元慶8年（884）2月23日	入内
⑯	周子	无位 →従五位下	菅原朝臣	元慶8年（884）2月26日	
⑰	類子	无位 →従五位下	菅原朝臣	元慶8年（884）2月26日	

〔凡例〕

- ・叙爵記事または入内記事がある場合はそれを掲出した
- ・叙爵記事がない場合は五位として確認できる初見記事を掲出した
- ・出典は特に記さない限り『続日本紀』以降の国史による
- ・菅原姓を有しながら外五位に叙された人物は着色して示した
- ・宿祿姓を有しながら外五位を経ずに内五位に叙された人物は網掛けで示した

ての位置づけは概ね九世紀以来のものだったとみることができる。ただし例外もあり、菅原姓を有しながら外階コースを辿っている例も一部みられる(表3—⑥⑪⑮)。その点において、九世紀における叙位のあり方と『江家次第』にみえるそれとは厳密には異なる。また、道長は菅原に改姓してからしばらく外従五位下に据え置かれたままであり、朝臣を賜姓された翌月の延暦十年正月に入内を果たしている。このことから桓武期の菅原氏は、菅原姓によって内五位を得たというよりも、朝臣姓によって内五位を得たものと考えられる。それが結果的に、〈菅原姓Ⅱ内階〉という対応関係に繋がっていったのであろう。

以上、古人流は菅原朝臣という姓を得ることによって官職・職掌と位階の両面においてメリットがあったことを確認した。ただし、土師氏から菅原に改姓したのは古人流だけではない。先述のように、菅原氏は成立当初から擬制同族としての性格を有していた。また、延暦九年における菅原氏への朝臣賜姓と同じ頃、土師氏の「四腹」のうち「毛受腹」以外の「三腹」は、菅原朝臣か秋篠朝臣へ合流することとなった(史料2)。例えば、延暦十五年(七九六)に右京に移貫されている菅原朝臣常人¹⁷は、延暦九年に「三腹」のいずれかから菅原朝臣氏に合流した非古人流の実例としてあげることができよう。このような土師氏から菅原朝臣への改姓については、古人流における改姓の意義と概ね同様の意義があったとみることができる。

3. 延暦十六年以降

延暦九年における菅原朝臣氏の成立後も、土師氏から菅原朝臣への改姓は九世紀を通してみられる。これらについては、必ずしも古人流における改姓と同様の意義があったとみなすことはできない。すなわち延暦十六年、土師宿祢の氏人のみが凶儀に預かることが停止された¹⁸。これによって、土師宿祢の氏人であっても、凶儀に携わる義務はなく

なったのである。つまり古人らが主張したような、土師姓でいることのデメリットはなくなったといえよう。同様に興味深いのは、秋篠氏から菅原朝臣に改姓した事例である(表1—⑨)。この時に改姓した雄継らは、既に秋篠朝臣という姓を有していたから、喪葬との関係は絶たれていた。これらのように、既に喪葬から離脱しているにもかかわらず土師氏や秋篠氏が菅原に改姓していることからすると、土師姓を棄てることよりも、菅原姓を獲得することに意義があつたと考えられるのである。

では、なぜ菅原への改姓が求められたのであろうか。ここで考慮すべきは、土師氏が改姓可能な姓の制約と、その姓をもつ既存氏族の政治的動向である。

延暦九年、土師氏を前身とする菅原・秋篠・大枝の三氏が出揃つたが、そのうち大枝に改姓できるのは土師氏の「四腹」のうち「毛受腹」のみであつた。したがつて、他の「三腹」が改姓できるのは、菅原姓か秋篠姓の二択となる。ここで九世紀前半における両氏の政治的動向をみると、秋篠氏に関しては安人が桓武に重用され、平城期には伊予親王事件で一時的に失脚するものの、最終的には弘仁十二年(八二二)に「参議従三位行近江守」で薨じるまで、高い政治的地位を築いていた。ところが安人の死後、秋篠氏は急速に衰退し、やがて貴族社会から姿を消すこととなる。その一方で菅原氏は、古人の死後も嵯峨天皇のもとで唐風化政策に重要な役割を果たした清公をはじめ、次世代以降も是善・道真など公卿を連続して輩出している。概していえば、弘仁年間には菅原・秋篠氏が拮抗し、安人の死後は菅原氏が優勢になつたといえよう。

こうした菅原・秋篠両氏の盛衰は、改姓動向にも如実にあらわれている。すなわち弘仁年間には菅原朝臣・秋篠朝臣への改姓が同時におこなわれる事例もあつたが(表1—⑦)、安人の死後は秋篠朝臣から菅原朝臣への改姓事例がみられるようになり(表1—⑨)、弘仁年間を過ぎると秋篠への改姓事例はなくなるのである。こうした改姓の動向か

らすると、土師氏や菅原から菅原に改姓した人々は、菅原・秋篠両氏の盛衰に鑑み、政治的に有利な姓として菅原姓を選択していたといえよう。

二、医道菅原氏

1. 峯嗣

(1) 峯嗣の生涯

本章では、医道を修めた人物の菅原改姓についてとりあげたい。まずは、出雲氏から菅原に改姓した峯嗣をとりあげる。さしあたり、卒伝によって略歴を確認しよう。

【史料4】『日本三代実録』貞観十二年（八七〇）三月三十日壬午条（表1—⑬）

散位従五位上菅原朝臣峯嗣卒。峯嗣者、左京人也。父出雲朝臣広貞、長_レ於医師_一、官為_二正五位下信濃權守_一。淳和太上天皇竜潜之日、令_下峯嗣_一侍_中春宮藩邸_上。峯嗣自申請、欲_レ繼_二家業_一、仍補_二医得業生_一。医得業生、自_レ此而始。峯嗣、奉試及第、弘仁十三年除_二左兵衛医師_一、十四年遷_二医博士_一、天長四年兼_二内薬佑_一、七年兼_二侍医_一、八年兼_二摂津大目_一。是年讓_二医博士於物部広泉_一。十年為_二春宮坊主膳正_一、内薬佑・侍医・摂津大目並如_レ故。承和二年授_二従五位下_一。淳和太上天皇思_二在藩之旧_一、以_二峯嗣_一為_二侍者_一、寵遇優渥、頗超_二傍人_一。四年為_二尾張權介_一、六年遷為_二美濃權介_一、不_レ之_レ官。嘉祥二年為_二越後守_一。峯嗣侍_二淳和院_一、奉_二太后御薬湯方之事_一。由_レ是遷為_二播磨介_一。以_レ近_レ都亦優_二其身_一也。仁寿元年加_二従五位上_一、天安二年為_二典薬頭_一、貞観五年自_二謝_一。二年老_一出為_二摂津權守_一、退_二居豊嶋郡山庄_一、灌_レ薬養_レ性、不_レ交_二流俗_一。十年改_二出雲姓_一、為_二菅原_一。以_二

土師・出雲同祖^一也。卒時年七十八。峯嗣不^レ墜^二家名^一、処治必効。嘗奉^レ勅、与^二諸名医共撰^二定金蘭方^一。又針艾之所^レ加、多^二方注之外^一、後進之備、至^レ今称^レ妙焉。

これによると、峯嗣は医師に長じた出雲朝臣広貞の子であり、淳和が皇太子の時代、東宮に奉仕することとなった。それから「家業」を継ぐため初の医得業生となり、⁽²⁰⁾ 医官を歴任することとなる。医官を務めるようになってからも淳和との関係は深く、「在藩の旧^{いにしへ}」を思った淳和太上天皇によって侍医に拔擢され、「寵遇優渥」をうけている。また、淳和の死後も淳和院への奉仕を背景として播磨介に任官されるなど、淳和院との密接な関係は続いた。そして貞観十年（八六八）、土師氏と同祖であることを根拠に菅原へ改姓し、貞観十二年に七八歳で卒することとなる。医療技術に定評があり、『金蘭方』の撰定に従事したほか、⁽²¹⁾ 針艾^{しんがい}に関しては医書に書かれていない技術を有していた点も特筆されている。

(2) 改姓の意義

峯嗣が菅原に改姓したことには、いかなる意義があつたのだろうか。まず確認しておきたいのは、峯嗣が叙爵（内階コース）の時点では出雲宿祢姓⁽²²⁾ だつたことである。このことから、峯嗣による菅原への改姓は、古人流とは異なり、内五位への昇進を可能とするためのものではなかつたとみられる。また注目したいのは、峯嗣による菅原への改姓が、官歴の終盤、それも死去の二年前に実施されている点である。結果的にみれば、峯嗣の菅原改姓は、後の昇進とは無関係だつたことになる。このように、医療官人が官歴の終盤で改姓をおこなう例はいくつか類例がある。

例えば、内葉正や侍医などの医官を歴任した物部広泉は、斉衡元年（八五四）に従五位上で物部首から物部朝臣に改姓し、⁽²³⁾ 約六年後の貞観二年（八六〇）に「正五位下行内葉正兼侍医参河権守」で卒している。同じく侍医や内葉正

などの医官を歴任した大神虎主も、斉衡元年に外従五位下で神直から大神朝臣に改姓し、貞観二年に「従五位下行内薬正」で卒している。⁽²⁵⁾特に虎主の場合、卒伝には「名を成すの後」に改姓したとあり、医官としての活躍を背景に大神朝臣に改姓したことが知られる。峯嗣の場合も同様に、医官としての活躍を背景として菅原に改姓したとみることができる。特に、峯嗣と淳和院との密接な関係性を踏まえると、侍医としての淳和院への奉仕に対する褒賞として菅原が賜姓されたと考えられよう。

(3) 菅原姓を選択した理由

次に、峯嗣が新たに得た姓がなぜ菅原だったのか考をえてみたい。まず指摘しておくべきは、既存の姓に改姓する場合、その姓をもつ氏族との同祖関係が認められなければならなかったことである。峯嗣の卒伝では、土師・出雲の両氏が同祖関係であることが述べられている。つまり出雲氏の出身であった峯嗣は、土師氏と同祖関係があると主張し、それが国家的に認められたため、菅原に改姓することができたのである。出雲氏と土師氏が同祖関係にあったことは、例えば次の史料からうかがうことができる。

【史料5】『日本書紀』神代上、第六段本文

次天穗日命。〈是出雲臣・土師連等祖也。〉

右によれば、出雲臣・土師連の両氏はいずれも天穗日命を「祖」としていた。このように天穗日命を介して出雲臣氏と土師系諸氏の系譜が接続する構造は、『新撰姓氏録』にいたっても変わらない。ただし留意したいのは、出雲臣氏の系譜は明らかなものの、峯嗣の属している出雲氏が連姓を有していたことである。出雲臣氏と出雲連氏の関係は判然とせず、出雲連氏がいかなる系譜をもっていたかは明らかでない。しかし、峯嗣が土師氏と同祖であるとされて

いることからすると、連姓の出雲氏も臣姓の出雲氏と同様、天穂日命を「祖」とする系譜を主張していたと考えられる。

天穂日命を「祖」とする系譜を有する氏族のうち、最も有力といえるのが土師系諸氏であった。しかし先述のように、大枝に改姓できるのは「毛受腹」の土師氏のみであり、秋篠氏は安人の死後に衰退する。したがって菅原姓は、天穂日命を「祖」とする系譜をもつ既存の氏族の姓のうち、最も政治的訴求力が高いものとして選択されたと考えることがができる。ただし、先述のように峯嗣による菅原への改姓は官歴の終盤であり、昇進の途を拓くような意味合いは見出しがたい。このことからすると、菅原への改姓に実質的なメリットはなく、名誉的賜姓としての性格が強かったといえる。

2. 梶吉・梶成

(1) 出身氏族

峯嗣と同様に医官を務めた菅原氏の人物として、梶吉・梶成をあげることができる(表2)。梶吉・梶成は史料上の初見から菅原姓であり、菅原に改姓したことを示す史料はみられない。ただし、先述のように梶吉が天長八年の初見史料では宿祢姓だったのに対し、土師氏の「三腹」から菅原氏になったものが当初から朝臣姓だった点を勘案すれば、梶吉・梶成は土師氏の「三腹」以外から改姓していた可能性が考えられる。

この点に関連して注目したいのは、梶吉・梶成が朝臣姓を得た後も外階コースをたどっていることである(表3―⑥⑪)。このことは、梶吉・梶成が古人流とは異なる、傍流の菅原氏だったからだという理由で一応の説明はできる。ただし、〈古人流Ⅱ内階コース〉、〈その他の傍流Ⅱ外階コース〉という単純な区分があったわけではない。ここ

で注意したいのは、豊道が宿祢姓でも内階コースだったことである（表3—⑨）。豊道は土師連から菅原宿祢に改姓した人物である。その一方、日置首から菅原朝臣に改姓した永津は、朝臣姓でありながら外階コースであった。このことから、菅原氏の場合は宿祢姓か朝臣姓かという区分ではなく、土師氏から改姓したものは内階コース、他氏から改姓したものは外階コースという差が存在したことがうかがわれる。この点を踏まえると、菅原姓を有しながら外階コースとなっている梶吉・梶成は、土師氏以外から改姓していた可能性が高いことになる。

梶吉・梶成が土師氏以外から菅原に改姓していたとすれば、従前はいかなる氏だったのであろうか。この問題を考えるにあたって、まずは梶吉・梶成の特徴を確認したい。両者に共通する点としては、いずれも医官を務めていることを指摘できる。すなわち、梶吉は侍医を務めており、梶成は鍼博士や侍医を歴任している。梶成が遣唐使の一員として入唐したのも、医経に関する疑義を請問するためであった。梶吉・梶成は同時に朝臣を賜姓されていることや、名前に「梶」の字を共有していることを考え併せると、かなり近い親族だったとみられる。承和元年（八三四）の時点で梶吉が外従五位下、梶成が大初位下という位階の離れ方からすると、父子であった可能性もあろう。この両者がいずれも医官を務めているということは、一族の間で医術が伝習されていたことを示す。

医官を務めた菅原姓の人物としては、先に検討した峯嗣をあげることができる。峯嗣は出雲氏から菅原へ改姓しており、「家業」を継ぐために医得業生となり、その後、医官を歴任した人物であった。峯嗣の卒伝から、出雲氏が医術を「家業」としていたことが知られるのであるが、実際に医官を務めた出雲氏の人物が他にも散見される。まず峯嗣の父である広貞は、延暦二十四年（八〇五）、御薬をもって昼夜怠らず桓武に供奉したとする記事が初見である。⁽²⁶⁾大同三年（八〇八）には『大同類聚方』を撰しており、弘仁三年（八一二）に宿祢に改姓している。⁽²⁸⁾同じく連・宿祢姓をもつ出雲氏の医療官人としては、天長十年（八三三）に左衛門医師としてみえる永嗣がいる。⁽²⁹⁾一方、カバネを異

にするため広貞―峯嗣とは別系統とみられるが、天平十七年（七四五）に典薬少属としてみえる出雲臣刀子や、延暦三年（七八四）に侍医となつてゐる出雲臣嶋成など、⁽³¹⁾ 臣姓の出雲氏も医官として確認することができる。

以上、医官を出した出雲氏について概観してきた。これら出雲氏、特に広貞の系統は、梶吉・梶成と共通点が多くつか指摘できる。第一に、出雲氏と梶吉・梶成はいずれも医術を一族で伝習してゐたことである。出雲（特に連）氏は複数の医官を輩出しており、九世紀前半にはそれを「家業」としてゐた。一方で、梶吉・梶成も近い親族の間で医術を伝習してゐる。

第二に、出雲氏と梶吉・梶成のいずれも、摂津国に本貫地があつたことである。梶吉・梶成は天長十年に摂津国から右京に移貫されており（表2―②）、⁽³²⁾ もとの本貫地が摂津国にあつたことが知られる。一方、広貞は延暦二十四年十一月に摂津国から左京に移貫されており、⁽³²⁾ 医官を出した出雲連氏の本貫地が摂津国に所在してゐることがわかる。また、峯嗣は晩年に摂津権守となり、豊嶋郡山庄に退居してゐるが、これも京貫以前からの拠点が摂津国豊嶋郡にあつたためであろう。なお、天長十年には摂津国豊嶋・河辺両郡の出雲連氏二十二人に宿祢姓が賜与されており、出雲連氏の拠点がこの地域にあつたことがわかる。⁽³³⁾

第三に、出雲氏と梶吉・梶成がいずれも外階コースだつたことである。出雲氏から五位に昇叙した例は多くないが、広貞は外五位を経て内五位に叙されている。⁽³⁴⁾ また臣姓ではあるが、侍医となつた出雲臣嶋成も外従五位下としてみえる。⁽³⁵⁾ 一方、梶吉・梶成も外五位に叙されてゐた。なお、峯嗣は外五位に叙されたことが確認できないが、これは初の医得業生となつた個人的な資質や、淳和との特別な関係にもとづくものであり、出自である出雲氏が外階コースだつたことには違ひない。

このように出雲氏と梶吉・梶成は、①一族で医術を伝習しており、②摂津国に本貫地があり、③外階コースであ

る、といった点において共通している。そして、その出雲氏の出身である峯嗣が、菅原に改姓していることが重要である。これらの点を総合すると、梶吉・梶成は出雲氏から改姓していた可能性が高いといえるのではあるまいか。

なお菅原に改姓可能な氏族は、同氏との同祖関係が認められる（＝天穂日命を「祖」とする）氏族であるが、『新撰姓氏録』にみえる撰津国の天穂日命の後裔氏族は、土師連・凡河内忌寸のみである。また、土師氏は医官を輩出したことが確認できない。このように消去法的にみても、梶吉・梶成が土師氏から改姓した可能性は低く、出雲氏から改姓したとみるのが穏当であろう。

（2）改姓の意義・背景

ここまで、梶吉・梶成が出雲氏から改姓した可能性を考察してきた。次に、梶吉・梶成が菅原朝臣に改姓した意義やその背景について検討したい。彼らが菅原に改姓した時期は不明であるため、その意義や背景についても不明瞭の部分が多い。そこで、賜姓記事が遺る朝臣への改賜姓を中心に検討してみる。

まず位階との関係から、朝臣賜姓の意義・背景を考えてみたい。朝臣が賜姓されたとき、梶吉は外従五位下、梶成は大初位下であった。また梶吉は朝臣賜姓の約十一年後に入内しているが、賜姓直後に入内した道長の場合と比べて期間が空いており、直接的な因果関係は認めがたい。さらに梶成は、朝臣賜姓後も外階コースを辿っている。このことから、梶吉・梶成への朝臣賜姓は昇進と直結したものとはいいがたく、名誉的賜姓の側面が強かったと考えられる。

次に官職面から、梶吉・梶成らへの朝臣賜姓の背景を考えてみたい。まず、賜姓との関わりが想定されるのは、遣唐使への任命であろう。承和の遣唐使は、実際に唐へ派遣された最後の遣唐使として知られるが、その任命は承和元

年正月十九日におこなわれた。梶吉は承和の遣唐使で知乗船事(第二船)を務めた人物である(表2―④ほか)。

E・O・ライシャワーは、承和の遣唐使に対する渡航前の改賜姓・移貫に注目し、それが遣唐使に与えられた恩恵だったとみた⁽³⁶⁾。それに対して佐伯有清は、梶吉らの右京への移貫が朝臣の賜姓よりも九箇月前で、梶成の遣唐知乗船事任命以前にあたることに着目し、朝臣賜姓は右京への移貫(表2―②)と同時に申請していた可能性があり、遣唐知乗船事の梶成への「恩恵」だけによるものとみなすことはできないことを指摘する。そのうえで、天長末年から諸氏族のあいだでの賜姓・移貫を熱望する動きの高まりがあったことを重視している⁽³⁷⁾。佐伯が説くように、承和初年における改賜姓をめぐるのは、改姓を望む氏族側の動向を看過することができない。ただし、そうした動きは必ずしも天長末年頃から俄に生じたものではなかった。

すなわち、讃岐国の因支首氏が和氣公に改姓した際の貞観九年(八六七)二月十六日「讃岐国司解」⁽³⁸⁾によれば、大同二年(八〇七)三月二十三日、改姓を希望する氏族は年内にその旨を申請するよう求める太政官符が出されており、因支首氏はそれに応じる形で改姓を申請している。このことを踏まえると、諸氏族による改姓を求める動きは『新撰姓氏録』の編纂に至る流れのなか、特に改姓希望者に年内の申請を求めた大同二年の命令を契機に高まったと考えられよう。したがって天長末年の改賜姓増加は、改姓を熱望する動きの高まりというよりも、認可の大幅な増加を示すものとみることができる。遣唐使への任命は、そうした認可がおこなわれた契機の一つであったと理解することができよう。

ただし、梶成への朝臣賜姓が遣唐使の任命と関係しているとしても、梶吉の場合は必ずしもあてはまらない。そこで次に、梶吉・梶成への朝臣賜姓と医官を務めたこととの関わりについて考えたい。梶吉・梶成はいずれも医官を務めた人物であり、特に両者とも侍医を務めた人物であった。侍医を務めた人物の改姓は他にもいくつか例があるが、

官歴における改姓のタイミングによって二つのパターンに分けることができる。第一は、先にも触れた物部広泉や大神虎主、菅原峯嗣のように、官歴の終盤に賜姓されるパターンである。これは、侍医などの医官としての奉仕に対する褒賞としての名譽的賜姓の意味合いが強い。それに対して、官歴の比較的初期に賜姓される場合もある。例えば斉衡三年（八五六）、侍医正六位上であつた門部連名継が興道宿祢に改姓した例をあげることができる。³⁹これは後の昇進を意図し、侍医の地位を梶子に改姓に預かつた例といふことができよう。

梶吉の場合、朝臣を賜姓されたのは五位になつてからであつた。このような賜姓のタイミングからすると、侍医などの医官としての奉仕に対する褒賞として賜姓されるパターンに近いといえる。また梶成が渡唐した理由は、医経に明達であり、その疑義を明らかにするためであつた（卒伝）。梶吉は梶成より年長者であつたから、梶成が知乗船事に任命された時点で既に医療に習熟していたとみられる。つまり梶吉・梶成ともに、朝臣賜姓時の承和元年には既に医術に通じており、医官を務めていた可能性が高いのである。⁴⁰

以上のことから、梶吉・梶成への朝臣賜姓は、医官を務めた梶吉への褒賞および知乗船事に任じられた梶成への恩典として実施されたものとみることができると、菅原への改姓事情についても類推してみたい。

まず確認しておきたいのは、延暦九年頃に土師氏が菅原朝臣・秋篠朝臣となつた際、梶吉・梶成らが改姓範囲に含まれていなかった点である。梶吉らはこの時、菅原宿祢姓に留まつたと考えるよりも、そもそも菅原宿祢に改姓した時期が降ると考える方が自然であろう。先述の通り、梶吉・梶成はそもそも土師氏ではなく、出雲氏であつた可能性が高い。また留意されるのは、朝臣の賜姓範囲が梶吉・梶成の二人に留まる点である。梶吉を中心として菅原に改姓した範囲については不明であるが、朝臣賜姓の範囲から類推すると、菅原へ改姓したのも梶吉を中心とするごく限ら

れた人数のみだったのではなからうか。さらに朝臣賜姓の事情から類推すると、菅原賜姓についても天長八年以前に医官を務めた出雲氏出身の梶吉らに対する褒賞として実施されたものだった可能性が考えられる。梶吉は天長八年まで正六位上であり、侍医の官位相当は正六位下であったから、官位の状況に矛盾はない。梶吉らが菅原に改姓した記事がみえないのは、『日本後紀』の欠失と関わる可能性が高い。

ちなみに同じ医官を輩出した出雲氏でも、広貞は菅原に改姓した形跡がみられない。そもそも広貞が改姓を望んでいたかどうかは不明であるが、活躍した時期が違う点にも留意が必要であろう。すなわち、史料上で広貞の活躍が確認できるのは弘仁十三年（八二二）が最後であるが、改姓認可は天長末年頃に顕著に確認される。『日本後紀』の欠失を考慮すると、こうした改姓認可の増加は天長十年をやや遡る可能性もあるが、梶吉はこの時期に侍医として活躍したことを背景として菅原への改姓を実現したのである。菅原へ改姓しなかった広貞と改姓した梶成の違いは、ひとまずこうした時期差として理解することができる。

三、日置氏からの改姓

1. 系譜の仮冒

(1) 仮冒の有無

九世紀後半には、日置氏に対する菅原朝臣の賜姓が三例確認できる。もともと菅原氏は土師氏が改姓して成立した氏であったが、前章での考察によると九世紀前半には出雲氏から菅原に改姓する事例もあらわれた。そして九世紀後半には、日置氏も菅原に改姓するようになったのである。こうした日置氏への菅原朝臣賜姓をめぐる、喜田新六は

「恐らく貞観年間に、菅原朝臣を賜わった臣・造・首の姓を有する日置氏の人々は、改姓を願える地位に達したので、当時一般に行われたように、虚偽の過去を申し立てて、それが許されたのであろう」とする。⁽⁴⁾しかし日置氏に対する菅原朝臣賜姓は、三件とも系譜の仮冒によって実現したものであったのであるうか。また仮冒があったとすれば、それがなぜ国家的に認められたのかという点も問題となろう。本章ではこれらの点に加え、日置氏が菅原朝臣に改姓したことの意味やその背景についても考えたい。

まずは、日置氏による菅原への改姓三件がいずれも系譜の仮冒によるものか検討する。対象となる改姓記事にはいずれも、改姓の根拠となる系譜が記されている。

【史料6】『日本三代実録』貞観八年閏三月十七日壬戌条（表1—13）

左京人木工少属従七位上日置臣岡成賜_二姓菅原朝臣_一。其先与_二土師宿祢等_一同祖也。

【史料7】『日本三代実録』貞観九年十一月二十日乙卯条（表1—15）

太政大臣家少従正六位下日置造久米磨賜_二姓名菅原朝臣業利_一。二品式部卿忠良親王家令正六位上土師宿祢益雄・掃部権大属従六位下土師宿祢諸澄・伊勢権少目正六位上土師宿祢豊雄等、賜_二姓菅原朝臣_一。並阿陀宿祢之後也。

【史料8】『日本三代実録』元慶元年（八七七）十二月二十五日辛卯条（表1—17）

紀伊国那賀郡人右大臣家令兼主殿権允日置首永津・弟掃部少属正八位下日置首今津、賜_二姓菅原朝臣_一。天徳日命之後、与_二大江・菅原・秋篠朝臣_一同祖也。

史料6は、左京人木工少属従七位上日置臣岡成に菅原朝臣が賜姓されたというものである。改姓の根拠としては、その祖先が土師宿祢らと同祖であることが述べられている。

史料7は、太政大臣（藤原良房）家少従正六位下日置造久米麿に「菅原朝臣業利」の姓名が賜与され、忠良親王家令正六位上土師宿祢益雄・掃部権大属従六位下土師宿祢諸澄・伊勢権少目正六位上土師宿祢豊雄らに菅原朝臣が賜姓されたというものである。ここでは、改姓に預かった者たちが「阿陀宿祢」の後裔であることが記されている。「阿陀宿祢」は、『国造北島氏系譜』⁽⁴²⁾にみえる「阿多命」との関わりが指摘されている。⁽⁴³⁾ そうだとすれば、日置造久米麿らは出雲氏と同様、天穗日命に連なる系譜を称していたことになる。天穗日命は土師氏の「祖」ともされるので（前掲史料5など）、つまるところ土師氏や菅原氏と同祖であることを根拠として菅原朝臣が賜姓されたことになる。

史料8は、紀伊国那賀郡人右大臣（藤原基経）家令兼主殿権允であった日置首永津と、弟の掃部少属正八位下日置首今津に菅原朝臣が賜姓されたというものである。ここでもやはり、彼らが天穗日命の後裔であり、大江・菅原・秋篠朝臣と同祖であることがみえる。

以上、日置氏への菅原朝臣賜姓について、改姓の根拠として主張された系譜を確認してきた。いずれも表現は異なるが、菅原氏と同祖関係があることを述べている点には違いない。これらは、日置氏の側（史料7の場合は土師氏も含む）が根拠となる系譜（本系帳）を提示して菅原朝臣への改姓を申請し、それが認められる形で賜姓されたことを示すものである。

問題となるのは、こうした系譜が仮冒によるものかどうかという点である。そこで、『新撰姓氏録』によって日置氏の系譜を確認すると、応神天皇を「祖」とする日置朝臣氏（右京皇別下）、天櫛玉命を「祖」とする日置部氏（未定雑姓和泉国）の他は、すべて伊利須使主を「祖」とする高句麗渡来系の氏族であったことが問題となる。⁽⁴⁴⁾ つまり『新撰姓氏録』にみえる日置氏には複数の系統があったが、いずれも菅原氏と同祖関係にないのである。

ただしこのことをもって、日置氏の菅原改姓に際して主張された系譜がいずれも仮冒によるものであったとは断定

【表4】日置臣氏の分布

番号	国	郡	人名	備考	出典
①	出雲	意宇	日置臣志毘	欽明期の人物	『出雲国風土記』意宇郡条
②	出雲	出雲	日置部臣布弥	旧大領。佐宜麻呂の祖父	『出雲国風土記』出雲郡条
③	出雲	出雲	日置部臣佐宜磨	大領	『出雲国風土記』出雲郡条
④	出雲	出雲	日置臣佐提麻呂	大領。佐宜麻呂と同一人物	天平6年「出雲国計会帳」（『大日本古文書』1-602／『正倉院文書』正集三十）
⑤	出雲	出雲	日置部臣市嶋（ほか）		天平11年「出雲国大税賑給歴名帳」（『大日本古文書』2-208ほか／『正倉院文書』正集三十一）
⑥	(出雲)	(出雲)	日置臣鷹	青木遺跡の所在地は出雲郡伊努郷・美談郷のあたりに相当	鳥根県青木遺跡出土木簡（『木簡研究』26-196）
⑦	出雲	神門	日置臣櫛手売		天平11年「出雲国大税賑給歴名帳」（『大日本古文書』2-227／『正倉院文書』正集三十一）
⑧	出雲	神門	日置部臣麻呂（ほか）		天平11年「出雲国大税賑給歴名帳」（『大日本古文書』2-229ほか／『正倉院文書』正集三十一）
⑨	出雲	大原	日置臣	主政	『出雲国風土記』大原郡条

できない。とりわけ、臣姓の日置氏が主張した系譜については、仮冒によるものでなかった可能性もあるのではなからうか。

臣姓の日置氏は『新撰姓氏録』に記載がない。他にも日置臣氏が有していた系譜を示す史料はみられないものの、状況証拠からある程度推測することが可能である。ここで注目したいのは、臣のカバネをもつ日置氏の分布が、都以外は出雲国に限られていることである（表4）。出雲国には額田部・建部・日置部・鳥取部・倭文部・刑部といったウヂナに臣のカバネをもつ氏族がみられるが、これら臣のカバネを有する伴造氏族については、出雲臣氏と同族だとみる説がある⁽⁴⁶⁾。近年、この説は平石充によって再検討されており、①出雲西部は神門臣が部を管掌していたこと、②出雲臣―某部臣の関係は現実の同族関係ではなく、政治

従属関係が基本であることが指摘されている。⁽⁴⁶⁾ 日置臣氏は出雲国の東西両方に分布しているが、平石の指摘に従えば、東部のものは出雲臣氏、西部のものは神門臣氏とそれぞれ政治的関係を結んでおり、それを背景とした同祖関係を形成していた可能性が高い。ただし、九世紀代の系譜を考える場合、この点はさほど問題にならない。

【史料9】『新撰姓氏録』右京神別上

出雲臣。天穗日命十二世孫、鵜濡淳命之後也。

神門臣。同上。

九世紀初頭に編纂された『新撰姓氏録』の段階では、神門臣氏も天穗日命を「祖」とする系譜を有しており、出雲臣氏と同祖関係にあった。したがって、神門臣氏と結びついていた日置臣氏も同様に、九世紀初頭には出雲臣氏との同祖関係を形成していた可能性が高い。このように、出雲国東西の日置臣氏は出雲臣氏や神門臣氏とそれぞれ個別に結びついていた可能性はあるのだが、いずれにしても『新撰姓氏録』段階では出雲国にルーツをもつ日置臣氏が出雲臣氏との同祖関係を形成していた（＝天穗日命を「祖」とする系譜を有していた）可能性は高いのである。

したがって、貞観八年に菅原朝臣を賜姓された日置臣氏が本来は出雲国を拠点とする氏族であったならば、遅くとも九世紀前半までには天穗日命を「祖」とする系譜、すなわち「土師宿祢等と同祖」という系譜を有しており、改姓のために系譜を操作（仮冒）する必要はなかったと考えられる。日置臣氏は、系譜の改変をおこなわなくとも同祖関係が主張でき、かつ国家的に認められる氏族の姓から菅原朝臣を選択し、改姓を申請したのであろう。

以上、日置臣氏が菅原改姓にあたって主張した系譜が仮冒によるものでなかった可能性を指摘した。では他の二件、すなわち日置造・日置首両氏が主張した系譜も仮冒によるものでなかったのであろうか。ここで日置造氏の分布を確認すると、都以外は紀伊国那（加）⁽⁴⁷⁾ 郡と山城国周辺に認められる。⁽⁴⁸⁾ また、日置首永津・今津については紀伊国

那賀郡を本貫とすることが記されている（史料8）。このことから、菅原朝臣に改姓した日置造・日置首両氏は、日置臣氏と異なり、いずれも出雲国あるいは出雲氏との関係を見いだすことはできない。したがって、日置造・日置首両氏が称した天穂日命に連なるという系譜、すなわち菅原氏との同祖関係は、假冒によるものであった可能性が高いと考えられる。

（2）假冒系譜認定の背景

日置造・日置首両氏が系譜を假冒していたのだとすれば、なぜそれが国家的に認められたのが問題となる。この点に関して注意したいのは、古人流の立場である。熊谷公男によれば、およそ忌寸以上のカバネをもつ氏の系譜は治部省に登録されており、諸氏が新たに同祖関係を主張する場合、古記（治部省の系譜）に抵触しないことが望ましかったが、同祖関係が古記で確認できなくとも、本宗氏の本系で確認できる場合や、本宗氏の了承があれば古記の系譜を訂正することができたという⁽⁴⁹⁾。この指摘を踏まえると、日置造・日置首両氏の主張した系譜が假冒によるものであっても、「本宗氏」に相当する古人流の菅原氏の承認があれば国家的に認められたであろう。ただし、いずれの改姓においても、古人流の菅原氏が関わっていた徴証は確認できない。そこで浮かんできるのは、假冒した系譜でありながら、古人流の承諾なしに国家的な認定を受けた可能性である。以下では、そうしたことが可能であったのかどうかを検討する。

この問題については、次の三点に注目したい。第一は、一連の日置氏による菅原改姓のうち、初例にあたる日置臣氏の改姓において主張された系譜が假冒でなかったとみられることである。この日置臣氏による菅原朝臣への改姓が先例となり、〈日置氏＝天穂日命の後裔〉という認識が生まれ、本来は天穂日命を「祖」とする系譜をもたない日置

造・日置首両氏が天穂日命に連なるという系譜を仮冒しても、根拠があると認められるようになったのではないか。

第二に、仮冒系譜にもとづいて菅原に改姓したと考えられる日置造久米磨・日置首永津がそれぞれ、藤原良房や基経の家司を務めていた点である。彼らが改姓した当時、良房は太政大臣、基経は摂政・右大臣であり、系譜の認定をおこなう国家側の中枢にあった。久米磨や永津はそれと個別に結びついていたのである。したがって、たとえ仮冒による系譜であっても、認定は有利に運んだものと考えられる。

第三は、日置造氏に対する菅原朝臣賜姓の場合、同時に土師宿祢の氏人にも賜姓が及んでいる点である。このことは、土師宿祢氏と日置造氏が合同で本系帳を提出したことを示す。延暦十八年（七九九）、諸氏に本系帳の提出を命じた勅によると、貴族から分かれた枝流の場合は、「宗中の長者」の署が必要であった。⁽⁵¹⁾すなわち提出する系譜の正当性を、同祖関係をもつ氏族グループの長者が担保しなければならなかったのである。実際、この命令を受けた讃岐国の因支首氏は、伊予別公氏とともに「同宗」である由を記して翌十九年七月に本系帳を提出している（貞観九年二月十六日「讃岐国司解」）。日置造氏の場合、土師宿祢氏が「宗中の長者」としての役割を果たしていたのであろう。つまり、天穂日命に連なるという日置造氏が主張した系譜の正当性を、古人流でなく土師氏が担保していたと考えられるのである。

以上、日置造・日置首両氏が改姓の際に主張した仮冒系譜が認められた事情について検討してきた。これらの改姓にあたって、古人流の菅原氏が関与していなかったと断定はできないものの、古人流を介さなくとも、仮冒による系譜が国家的に認定され得る条件は十分に整っていたと考えることができよう。

2. 改賜姓の意義と背景

さて、日置氏に対する菅原朝臣賜姓は、いかなる意義があったのだろうか。はじめに、「日置」のウヂナを改めたことの意義について考えてみたい。まず留意すべきは、律令制下において日置氏が主殿寮殿部を出す負名氏だったことである。

【史料10】『日本三代実録』元慶六年（八八二）十二月二十五日癸亥条

聴_下主殿寮殿部十人、以_二異姓_一入_レ色加_中補其闕_上。先是、宮内省言、主殿寮申請、檢_二職員令_一、殿部卅人、以_二日置・子部・車持・笠取・鴨五姓人_一為_レ之。今或氏拳_レ家絶滅、或氏無_レ心_二直寮_一。因_レ茲、差役雜事、常煩_二人乏_一。為_レ濟_二公事_一、仮補_二異姓_一、功績勞成、移_二式部省_一。而稱_レ不_レ載_二考帳_一、常事_二勘却_一。望請、承和六年八月十四日補異姓白丁五人之外、充_二補十人_一、其遺廿五人、待_二五姓人_一、以補_レ之。從_レ之。

右によれば、主殿寮の殿部四十人は日置・子部・車持・笠取・鴨の五姓の人から任じることになっていたが、それが維持できなくなっていた。その原因は、これら五姓のうち、ある氏は「家を挙げて絶滅」し、ある氏は「直寮に心無」かった、つまり職務を忌避していたことに求められている。このように殿部の負名氏が任用を忌避するなか、日置氏は日置姓を棄てることによって、主殿寮殿部の負名氏からの脱却を図ったことになる。この点については、土師氏が喪葬の職務からの離脱を図って菅原などに改姓した点と類似性があるといえよう。なお、九世紀後半に日置氏が主殿寮と密接な関係にあったことは、永津が主殿権允であったことから確認できる（史料8）。ただし、永津は菅原朝臣賜姓後も主殿寮の官人を務めていることから、必ずしも主殿寮との関わりを完全に絶つことを意図して改姓を望んだわけではない。改姓は、負名氏としての制約を取り除くことに意義があった。日置氏が新たな姓として菅原姓を選じた理由については、土師（延暦十六年以降）・秋篠・出雲氏による改姓事例と同様に、同祖関係が承

認され得る氏（仮冒を含めて）の姓から、最も政治的訴求力の高い菅原朝臣を選択し、改姓を申請したのだと考えられる。

次に、位階との関わりから菅原朝臣賜姓の意義について考えてみたい。まず、日置氏の菅原改姓三件に共通して指摘できるのは、位階が六位以下の時点で菅原朝臣を賜姓されていることである。賜姓の時点で岡成は従七位上、久米麿は正六位下、永津は正六位上以下（元慶三年に正六位上としてみえる）、今津は正八位下であった。このように低い位階で菅原朝臣を賜姓されていることからすると、功績を積んだ官人に対する褒賞として賜姓されるパターン（例えば峯嗣）とは異なるといえる。

では菅原朝臣への改姓は、その後の官途を拓く意義があったのであろうか。岡成や久米麿、今津は賜姓後の官歴が不明であり、賜姓によって昇進の途が拓けたとはいえない。また永津は結果的に入内しているが、賜姓後は外従五位下に叙されており、内五位を得るまでに約七年を要している。このように、永津に対する菅原朝臣賜姓は延暦期の道長・安人に対する朝臣賜姓とは異なり、内五位獲得と直結していない。また賜姓を経ても、外階コースに留め置かれたままであった。結果的にみると、日置氏への菅原朝臣賜姓はいずれも昇進と結びつくものはなかったのである。なお久米麿の場合は、菅原朝臣姓とともに「業利」の名も賜与されている。改名は昇進と直接関わるものではないが、それと同時に賜姓がおこなわれていることも、それが昇進に関わるものでなく、名誉的賜姓としての性格が強いものであったことを示唆する。

最後に、一連の日置氏による菅原改姓をめぐる、賜姓する側の事情について検討する。改姓時における官職に着目すると、久米麿は大政大臣（良房）家少従であり、永津は右大臣（基経）家令であった。ちなみに久米麿と同時に改姓した土師宿祢益雄も忠良親王家令を務めている。久米麿や永津らに菅原朝臣が賜姓された背景としては、こうし

た王臣家との結びつきが重要であろう。すなわち、菅原朝臣賜姓は王臣家の家司に対する恩典として実施されたと考
えることができる。つまり王臣家は、家政機関に奉仕する官人に対する反対給付として賜姓を利用していたといえ
う。

これに関して参考になるのが、年給（年爵・年官）のあり方である。すなわち年給には、給主が関係のある者を叙
爵・加階あるいは任官させて家政機関の職員としての労に報いる意義があつたとされる⁽⁵¹⁾。賜姓（改姓認可）につい
ても、こうした年給と同様、奉仕に対する反対給付として王臣家によって利用されていたといえよう。

おわりに

本稿では、九世紀に断続的におこなわれた菅原改姓の事情を検討した。論じた点をまとめると次のようになる。

① 桓武期に二度の改賜姓を経た古人流は、土師姓を棄てることよつて喪葬の職務から離脱し、朝臣姓を得ること
よつて内階コースの氏となつた。それに対して、延暦十六年以降に土師・秋篠氏から菅原に改姓した人々は、
既に喪葬との関係が断たれており、土師姓を棄てることよりも菅原姓を得ることに眼目があつた。菅原姓は、菅
原・秋篠両氏の盛衰に鑑み、政治的に有利な姓として選択されたものであつた。

② 出雲氏から菅原に改姓した峯嗣は、侍医としての淳和院への奉仕に対する褒賞として菅原への改姓が認められた
ものであり、同祖関係が認められる氏族の姓から最も政治的訴求力の高い菅原姓を選択していた。

③ 医療を家業として伝習していた菅原梶吉・梶成は、出雲氏の出身であつた可能性が高い。両者への朝臣賜姓は、
梶吉の医療官人としての奉仕に対する褒賞や、梶成の遣唐使任命に対する恩典として実施されたとみられる。菅

原への改姓も、梶吉の医官としての奉仕に対する褒賞として認められたものであった可能性がある。

④九世紀後半に相次いでおこなわれた日置氏による菅原朝臣への改姓三件をめぐって、日置臣氏が主張した系譜は假冒したものではなかったのに対し、日置造氏や日置首氏が主張した系譜は假冒によるものであったと考えられる。日置造・日置首両氏への菅原朝臣賜姓は、藤原良房や基経の家司に対する恩典として実施されたものであり、假冒した系譜は古人流を介さずに国家的な認定を受け得る条件が整っていた。

以上の考察結果をふまえたうえで、改姓をおこなった氏族に着目すると、九世紀における菅原改姓は三つの段階に区分することができる。

- i 延暦〜弘仁年間。土師氏あるいは土師氏から改姓していた秋篠氏のみが菅原に改姓できた。
- ii 天長末年以降。侍医などの医官や遣唐使を務めた官人に対する恩典として、出雲氏に菅原賜姓がおこなわれた。
- iii 貞觀年間。院や王臣家への奉仕に対して、土師氏や出雲氏のほか、日置氏などにも菅原賜姓がおこなわれた。

このようにみると、九世紀を通して菅原に改姓可能な氏族の範囲が段階的に拡大していった様相をみてとることができる。このことは、『新撰姓氏録』編纂にみられた、改姓の氾濫による混乱を糺そうとする姿勢⁵³が次第に弛緩していったことを示す。それは、改姓を望む諸氏族の動向を利用し、官人の奉仕に対する反対給付として王権が賜姓（改姓認可）を利用した結果であるといえよう。

また氏族側からみると、諸氏族から改姓した氏人から構成される九世紀の菅原氏全体は結果的に同じ姓を名乗っていたにすぎず、一体の政治集団とはみなしがたい。すくなくとも菅原氏の事例に限っていえば、九世紀における一連の改姓を、古人流による同族の再結集の動きとみることは難しいように思われる。ただしこの点については、菅原氏の特殊性かどうか検討の余地はあろう。平安期における氏の存在形態や氏族政策の特質について明らかにするには、

異なる類型の氏や改姓事例などを分析して帰納していく必要がある。

また、本稿でとりあげた梶吉・梶成や峯嗣といった医道菅原氏については、九世紀末～十世紀前半にあらわれる医官の菅原氏といかなる関係にあったのか、また医道菅原氏はその後に姿を消すこととなるが、医道を世襲する家として残っていく和氣氏・丹波氏などとの違いは何に起因するのかといった点などの問題がある。これらの点は今後の課題として、ひとまず擱筆したい。

註

- (1) 長山泰孝「古代貴族の終焉」(『古代国家と王権』所収、吉川弘文館、一九九二年、初出は一九八一年)。
- (2) 宇根俊範「律令制下における改賜姓について―朝臣賜姓を中心として―」(『史学研究』一四七、一九八〇年)。
- (3) 宇根俊範「律令制下における改賜姓について―宿祢賜姓を中心として―」(『ヒストリア』九九、一九八三年)。
- (4) 溝口優樹「土師氏の改姓と菅原・秋篠・大枝氏の成立」(『ヒストリア』二七〇、二〇一八年)。
- (5) 石母田正「古代の身分秩序」(『石母田正著作集』第四卷所収、一九八九年、初出一九六三年)。
- (6) 加藤謙吉によると、「腹」とは東漢氏の「三腹」や「東国六腹朝臣」のように、氏の族团的結合を擬制する目的で生み出された、観念的な系譜操作の所産であるが、蘇我氏の「八腹臣」のように氏族分裂によって生じた事実上の親族集団を指す場合もあるという(『東漢氏の氏族組織の成立』(『大和政権と古代氏族』所収、吉川弘文館、一九九一年)。
- (7) 延暦四年(七八五)には「故遠江介從五位下菅原宿祢古人」とあり、古人が既に亡くなっていることがわかる(『続日本紀』延暦四年十二月甲申(二十三日)条)。延暦二年四月に巨勢総成が遠江介に補任されているが(『続日本紀』延暦二年(七三八)四月壬申(二十六日)条)、古人が遠江介に補任されたのは天応元年五月であるので(『続日本紀』天応元年五月癸未(二十五日)条)、総成の補任は古人の死去をうけたものとみられる。
- (8) 藤原宮跡内裏東官衙地区出土木簡(『木簡研究』一三一―一三頁)。

- (9) 直木孝次郎「土師氏の研究―古代的氏族と律令制との関連をめぐって―」(『日本古代の氏族と天皇』所収、吉川弘文館、一九六四年、初出は一九六〇年)、橋本義則「律令国家と喪葬―喪葬官司と喪葬氏族の行方―」(榮原永遠男・西山良平・吉川真司編『律令国家史論集』所収、塙書房、二〇一〇年)。
- (10) 『続日本紀』延暦元年五月癸卯(二十一日)条。
- (11) 野村忠夫「内・外位制と内・外階制」(『律令官人制の研究 増訂版』所収、吉川弘文館、一九七〇年、初版一九六七
年、同「内・外階制の成立と古代律令官僚の構成原理」(『官人制論』所収、雄山閣出版、一九七五年)。
- (12) 天平三年(七三〇)に土師宿祢千村が外従五位下に叙されたのが初見である(『続日本紀』天平三年正月丙子(二十七日)条)。以後、外五位を経ずに内五位に叙された土師氏の官人はみられない。
- (13) 『続日本紀』延暦十年(七九二)正月戊辰(七日)条。
- (14) 米澤康「土師氏の改姓(上・下)」(『芸林』一一一五・六、一九六一年)。
- (15) 大塚徳郎「平安初期の新官人とその系譜」(『平安初期政治史研究』所収、吉川弘文館、一九六九年、初出は一九六三年)。
- (16) 前田育徳会尊経閣文庫編『尊経閣善本影印集成11 江次第 二 冊子本一』(八木書店、一九九六年)をもとに筆者が翻刻した。
- (17) 『日本後紀』延暦十五年(七九六)七月戊申(十九日)条。
- (18) 『類聚三代格』卷十二・十七、延暦十六年(七九七)四月二十三日付太政官符。
- (19) 溝口優樹「土師氏の改姓と菅原・秋篠・大枝氏の成立」(前掲註(4)論文)。
- (20) 典薬寮の医得業生は天平二年(七三〇)に置かれているので、峯嗣が任じられたのは内薬司の医得業生のことと考えられる。
- (21) 『続日本後紀』承和二年(八三五)正月癸丑(七日)条。
- (22) 『日本文徳天皇実録』斉衡元年十月丙寅(十五日)条。
- (23) 『日本三代実録』貞観二年十月三日己卯条。

- (24) 『日本文徳天皇実録』 斉衡元年十月癸酉（二十二日）条。
- (25) 『日本三代実録』 貞観二年十二月二十九日甲戌条。
- (26) 『日本後紀』 延暦二十四年正月戊戌（二十八日）条。
- (27) 『日本後紀』 大同三年五月甲申（三日）条。
- (28) 『日本後紀』 弘仁三年六月戊戌（十二日）条。
- (29) 『続日本後紀』 天長十年三月庚子（十三日）条。
- (30) 天平十七年「典藥寮解」（『大日本古文书』 二一四〇五／『正倉院文書』 正集三）。
- (31) 『続日本紀』 延暦三年四月丁未（七日）条。
- (32) 『日本後紀』 延暦二十四年十一月甲午（二十九日）条。
- (33) 『続日本後紀』 天長十年二月甲戌条。
- (34) 広貞は大同五年（八一〇）、外従五位下から従五位下に叙されている（『類聚国史』 九九、叙位、大同五年八月戊子（二十日）条）。なお、ここには「出雲臣広貞」とあるが、「臣」は「連」の誤りとみられる。
- (35) 『続日本紀』 延暦三年（七八四）四月丁未（七日）条。
- (36) E・O・ライシャワー著、田村完誓訳『円仁 唐代中国への旅』（講談社学術文庫、一九九九年、初版は一九六三年、原著は一九五五年）。
- (37) 佐伯有清「承和の遣唐使をめぐる賜姓と移貫」（『日本古代氏族の研究』 所収、吉川弘文館、一九八五年、初出は一九八三年）。
- (38) 『平安遺文』 第一巻、一五二号文書。
- (39) 『日本文徳天皇実録』 斉衡三年（八五六）十一月庚子朔条。
- (40) 梶吉の侍医への任官は少なくとも承和九年（八四二）以前に遡る（表2—⑦）。
- (41) 喜田新六「位階制と並存する姓の在り方」（『令制下における君臣上下の秩序について』 所収、皇学館大学出版部、一九七二年）。

- (42) 『国造北島氏系譜』は鎌倉時代初頭に編纂され、江戸時代初期に至るまで書き継がれた北島家の系図であるが、天穗日命から「帯評督」にいたる部分は平安時代に作られたとみられている（高嶋弘志「出雲国造系図」成立考」〈田中喜男編『日本海地域史研究』第七輯所収、文献出版、一九八五年〉、鈴木正信「出雲国造の系譜とその諸本」〈『日本古代氏族系譜の基礎的研究』所収、東京堂出版、二〇一二年、初出は二〇〇八年）など。
- (43) 松前健「日置部の一考察」(『神道宗教』三三二、一九六三年)、前田晴人『古代出雲』(吉川弘文館、二〇〇六年)。
- (44) 日置造(左京諸蕃・右京諸蕃・大和国諸蕃・摂津国諸蕃)、日置倉人(大和国諸蕃)。
- (45) 岸俊男「額田部臣」と倭屯田」(『日本古代文物の研究』所収、塙書房、一九八八年、初出は一九八五年)。
- (46) 平石充「出雲の部民制・国造制」(『歴史評論』七八六、二〇一五年)。
- (47) 天平勝宝五年(七五三)「丹斤量定文」(『大日本古文书』二十五—一三一／正倉院丹裏古文书七八号)。
- (48) 山崎院跡出土文字瓦(『大山崎町埋蔵文化財調査報告書 第二五集』大山崎町教育委員会、二〇〇三年) No.二八。
- (49) 熊谷公男「治部省の成立」(『史学雑誌』八八—四、一九七九年)。
- (50) 熊谷公男「令制下のカバネと氏族系譜」(『東北学院大学論集「歴史学・地理学」』一四、一九八四年)。
- (51) 『日本後紀』延暦十八年(七九九)十二月戊戌(二十九日)条。
- (52) 尾上陽介「年爵制度の変遷とその本質」(『東京大学史料編纂所研究紀要』四、一九九四年)、同「年官制度の本質」(『史観』一四五、二〇〇一年)。
- (53) 『新撰姓氏録』序。

